

ぐんま事業用太陽光発電設備等初期費用0円事業 事業プラン 募集要項

1 事業の概要及び目的

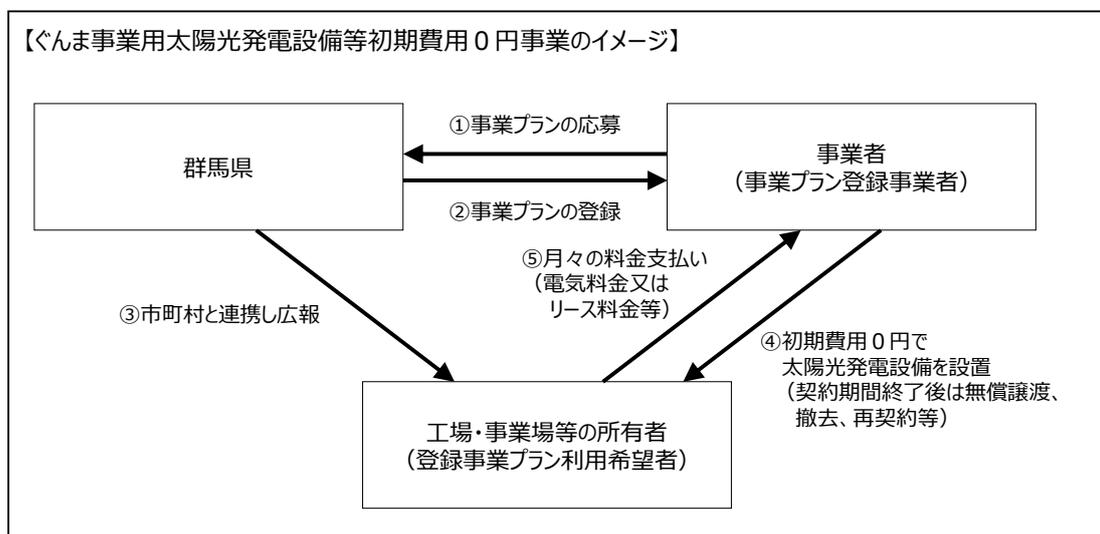
群馬県（以下「県」という。）では、「ぐんま5つのゼロ宣言」の宣言2「温室効果ガス排出量ゼロ」、宣言3「災害時の停電ゼロ」を実現するため、太陽光発電による再生可能エネルギーの普及拡大に取り組んでいます。

その一環として、本事業では、県が太陽光発電設備を県内の工場・事業場等に初期費用なしで設置する事業プランを提供する事業者を募集し、一定の要件を満たす事業プランを県が登録した上で、当該事業者の事業プランを県ホームページ等で紹介します。事業プランの情報を分かりやすく提供することで、県内の工場・事業場等における太陽光発電設備の設置を推進し、太陽光発電による再生可能エネルギーのより一層の普及拡大を図ります。

本要項は、ぐんま事業用太陽光発電設備等初期費用0円事業を実施するに当たり、事業プランの募集について定めるものです。

(※) 初期費用0円事業とは

事業者の負担で太陽光発電設備を設置するもので、工場・事業場等の所有者は事業者に対し、電気料金又はリース料金等を支払います。工場・事業場等の所有者が負担する設備導入時の初期費用が0円になる仕組みです。



2 定義

この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は以下のとおりです。

(1) 電力販売

太陽光発電設備の所有者である発電事業者が、工場・事業場等に太陽光発電設備を当該発電事業者の費用により設置し、当該太陽光発電設備から発電された電気を

当該工場・事業場等の所有者に販売するものをいう。

(2) リース

契約の名称に関わらず、工場・事業場等の所有者が希望する太陽光発電設備を事業者が代わりに購入して工場・事業場等の所有者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、工場・事業場等の所有者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（リース料金）として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。

3 募集する事業プラン

次の（１）から（７）までの要件を全て満たす電力販売、リース、その他のサービス（※１）により、工場・事業場等の所有者の初期費用なし（※２）で太陽光発電設備を設置する事業プランを募集します。

※１ 太陽光発電設備の販売（割賦販売を含む。）に係るものを除きます。

※２ 工場・事業場等の状況等によっては、改修費用等が発生する場合があります。

(1) 太陽光発電設備が故障した場合、契約期間中は事業者により、速やかに修理又は交換が行われるものであること。

(2) 契約終了後の太陽光発電設備の取扱いが、工場・事業場等の所有者への無償譲渡、事業者による撤去、事業者との再契約等のいずれかを含むものであること。

(3) 太陽光発電設備又は当該設備の取付工事が原因で生じた身体の障害又は財物の損壊に起因する賠償責任補償が付加されていること。

(4) 工場・事業場等の所有者との契約期間が太陽光発電設備の設置から５年以上であること。また、契約終了後も当該太陽光発電設備が法定耐用年数（１７年間）の間、継続して工場・事業場等において発電していると見込まれること。

(5) 見積料を無料とすること。

(6) 使用する太陽光発電設備が決まっている場合にあつては、設備メーカーが国外企業の場合、当該メーカーの日本法人があること。

(7) 使用する太陽光発電設備が決まっている場合にあつては、太陽光発電設備が次の要件を全て満たしていること。

ア 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく発電事業計画の認定基準を満たし、工場・事業場等の屋根などへの設置に適したものであること。

イ 停電時においても電力供給を継続する機能を有していること。

ウ 地絡検知機能を有していること。

エ 系統連系できること。

オ 未使用品であること。

4 応募資格

事業プランの応募資格を有する事業者は、次の要件を全て満たす法人又は複数の法人が共同する共同事業体とします。なお、共同事業体の場合は、代表事業者及び構成員である個々の事業者がともに次の要件を全て満たすこととします。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てが行われていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 事業プランを的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。

※県内に事務所を有しない法人については、主たる事務所の所在地の都道府県税に読み替える。
- (7) 県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 事業プランの太陽光発電設備を確保し、滞りなく供給すること。
- (9) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

5 応募手続

(1) 応募者

単独の法人が行う場合は、当該法人から応募してください。複数の法人が共同する共同事業体の場合は、代表事業者から応募してください。

(2) 応募書類

応募者の事業プランに応じて、次の書類を提出してください。様式は県ホームページからダウンロードが可能です。

- ア 様式1（ぐんま事業用太陽光発電設備等初期費用0円事業 事業プラン登録書）
- イ 様式2（事業プランの内容）
- ウ 様式3（設備一覧）（使用する太陽光発電設備が決まっている場合に限る。）

エ 様式4（役員等氏名一覧表）

オ 様式5（ぐんま事業用太陽光発電設備等初期費用0円事業に係る誓約書）

カ 添付書類

（ア）応募者の登記事項証明書（会社・法人）（発行日から3か月以内のもの）

（イ）応募者の直近の会計年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

（ウ）応募者の群馬県行政県税事務所が発行する県税（全税目）の納税証明書（発行日から3か月以内のもの）

※県内に事業所がない法人は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

（エ）応募した事業プランのチラシなどプラン内容が分かるもの

（オ）使用する太陽光発電設備が掲載された製品カタログ（使用する太陽光発電設備が決まっている場合に限る。）

（カ）その他県が提出を求めた書類

（3）募集期間

随時

（4）応募方法

ア 電子メールの場合

応募書類の内容の電子データを以下提出先メールアドレスに提出してください。その際、メールの件名（題名）を「ぐんま事業用太陽光発電設備等初期費用0円事業 事業プラン登録書」としてください。なお、原本の提出が必要な応募書類（登記事項証明書（会社・法人）及び納税証明書）は、以下提出先住所に郵送（特定記録郵便又は簡易書留）又は持参してください。

イ 郵送又は持参の場合

フラットファイルに応募書類を綴り、正本1部を、以下提出先住所に郵送（特定記録郵便又は簡易書留）又は持参してください。また、応募書類の内容の電子データを併せて以下提出先メールアドレスに提出してください。

※なお、5MBを超過するメールは受信できないため、その場合は分割して提出してください。また、各資料のファイル名は、それぞれ応募書類のうちどの資料か分かるようなファイル名としてください。

（5）応募書類の提出先

群馬県 知事戦略部 グリーンイノベーション推進課 再生可能エネルギー推進室 再生可能エネルギー推進係

住所：〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1（県庁16階北側フロア）

メールアドレス：guriibe@pref.gunma.lg.jp

（6）質問及び回答

不明な点がある場合は、随時、県にお問い合わせください。

（7）提出後の応募書類の取扱い

- ア 応募書類の返却には応じられません。
- イ 応募書類の著作権は、応募者に帰属します。
- ウ 応募書類は、審査及び登録後の事業運営に使用します。
- エ 応募書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負います。

6 事業プランの登録

県は、応募書類の書類審査を行い、本要項で示している要件を全て充足している事業プランを順次登録し、応募者に文書でその旨を通知します。登録は、有効期限を設けず、原則として継続することとします。

7 登録事業プランの公表

県は、県ホームページ等において、県が登録した事業プラン（以下「登録事業プラン」という。）の事業者名や内容等を掲載します。

8 事業プランの登録を受けた事業者の責務

(1) 業務

事業プランの登録を受けた事業者（以下「事業プラン登録事業者」という。）は、登録事業プランの見積依頼を受けた後は、原則として次の業務を行うこととします。ただし、登録事業プランの利用を希望する者（以下「登録事業プラン利用希望者」という。）の意向によっては、仮見積書の提示を省略することができることとします。なお、ア及びイについては、無料で行ってください。

ア 仮見積書の提示

登録事業プラン利用希望者が現地調査を希望せず、簡易な見積書の提示を希望する場合、仮見積書を提示してください。

イ 現地調査及び現地調査に基づく見積書の提示

登録事業プラン利用希望者と調整の上、現地調査を行い、現地調査に基づく見積書を登録事業プラン利用希望者に提示してください。

ウ 契約締結及び工事施工等

太陽光発電設備の設置に係る契約締結に至った場合には、速やかに設置工事等を行い、契約内容に基づいた対応を行っていただきます。

また、太陽光発電設備を設置するために屋根の塗装、修繕、葺き替えなどが必要となる場合や、使用する太陽光発電設備が決まっている場合にあつて、登録事業プランと異なる仕様の太陽光発電設備を設置する場合は、登録事業プラン利用希望者と協議していただきます。

(2) 遵守事項

ア 定期報告等

事業プラン登録事業者は、登録事業プランの毎年の半期ごと（9月・3月末日時点）の県内成約状況等について、翌月末日までに、様式6（ぐんま事業用太陽光発電設備等初期費用0円事業に係る対応状況報告書）により県に報告してください。

毎年3月末日時点の定期報告には、同様式記載の添付書類を添付してください。なお、定期報告に関わらず、登録要件の充足状況等の確認のため、県が確認を求めた場合には協力してください。

イ 事故・トラブル

事業プラン登録事業者は、県内での現地調査や太陽光発電設備の設置工事の施工等において、事故やトラブルが発生した場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、県に報告してください。

ウ 普及への協力

事業プラン登録事業者は、県内における普及啓発を行うため、県と連携した取組に協力してください。

オ 補助事業等の活用

事業プラン登録事業者は、登録事業プラン利用希望者がより経済的に登録事業プランを利用できるよう、国等が行う補助事業等の実施に関する要件を満たす場合においては、当該補助事業等の活用に努めてください。

カ 個人情報の管理

事業プラン登録事業者は、見積申込みや現地調査等により取得した個人情報の取扱いについては、関連法令を遵守し、適切に管理してください。

9 登録の変更、抹消、削除

(1) 登録の変更

事業プラン登録事業者は、登録事業プランの内容の変更をする場合は、様式7（ぐんま事業用太陽光発電設備等初期費用0円事業に係る変更承認申請書）により、申請してください。

(2) 登録の抹消

事業プラン登録事業者は、登録事業プランの登録の抹消をする場合には、様式8（ぐんま事業用太陽光発電設備等初期費用0円事業に係る登録抹消申請書）により、申請してください。

(3) 登録の削除

県は、登録事業プランの内容に虚偽、重大な誤り等があると認められる場合は、登録を削除します。また、事業プラン登録事業者の責務についての対応が適切でな

いと認められる場合にも、登録を削除します。

10 免責

県は、事業者が行う取引や契約等に関与しないものとし、工場・事業場等の所有者との間で生じたトラブルや損害等について、いかなる責任も負わないものとします。

11 問合せ先

群馬県 知事戦略部 グリーンイノベーション推進課 再生可能エネルギー推進室 再生可能エネルギー推進係

住所：〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1（県庁16階北側フロア）

電話：027-898-2752（直通）